

令和3年1月18日

利用者・ご家族 各位

就労支援センターたまん
施設長 金城 幸範
【公印省略】

緊急事態宣言発令に伴う

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅サービス利用のお願い

新春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃から「たまん」の活動に対し、ご支援とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、利用者・ご家族におかれましては、個人でできる感染症対策として手洗いの励行や咳エチケットの実施、不要不急の外出を避けて頂くことなどの対策をお願いしているところですが、沖縄県内において1月16日に130名（17日糸満市内16名）の感染者が確認されるなど、新型コロナウイルスの感染拡大が著しく、沖縄県において独自の緊急事態宣言の検討がされています。

「たまん」においては、多くの利用者や職員が通所しており、感染対策を徹底していますが、不測の事態が懸念されることから、緊急事態宣言が発令された場合、利用者・ご家族の安全を最優先に考え、原則在宅でのサービス利用のご協力をお願いすることと致しました。

なお、仕事の都合や利用者の状況等でどうしても利用されたい方は、通所することも可能ですが、その際は原則13時退勤となります。感染拡大防止と利用者・ご家族の安全のため、皆様のご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

※「たまん」自体は開所していますので、仕事の都合や利用者の状態等でどうしても通常時間まで利用されたい方は、個別にご相談下さい。

記

期 日 : 沖縄県緊急事態宣言発令日から終了日まで※

送 迎 : 迎え:(朝)通常通り 送り:13時より

※緊急事態宣言又は南部圏域の感染者が減少しない場合は期間を延長する場合があります。

以上